

船舶インシデント調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年8月27日 05時00分ごろ
発生場所	鹿児島県野間半島北西方沖 薩摩野間岬灯台から真方位013° 2.2海里付近 （概位 北緯31° 27.1′ 東経130° 07.1′）
インシデントの概要	漁船第十六三代丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年2月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十六三代丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-3181（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、鹿児島県野間半島北西方沖を帰航中、主機が異音を発するとともに排気管から黒煙を排出するようになったので、船長は、自力航行不能と判断して主機を停止した。</p> <p>本船は、僚船によって鹿児島県阿久根市阿久根漁港にえい航された。</p> <p>本船は、機関整備業者によって主機の開放点検が行われたところ、全燃料噴射弁の燃料噴射圧力の低下、燃焼室内に多量のカーボンの付着、全ピストン及びシリンダライナに焼損が認められ、その後修理された。</p> <p>船長は、主機の整備として、定期的に潤滑油と保護亜鉛の交換を行っていた。</p> <p>船舶所有者は、機関製造業者に対し、定期的な主機の点検整備を依頼せず、主機の運転状態が不良になった際、その都度、依頼していた。</p>
分析	<p>本船は、燃料噴射弁の燃料噴射圧力が低下したことから、噴霧不良となって燃焼不良を起こし、ピストン及びシリンダライナが焼損して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>燃料噴射弁は、機関整備業者による定期的な点検整備が行われていなかったことから、燃料噴射圧力が低下した可能性があると考えられ</p>

	る。
原因	本インシデントは、本船が、燃料噴射弁の燃料噴射圧力が低下したため、噴霧不良となって燃焼不良を起こし、ピストン及びシリンダライナが焼損して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。